

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅲ-1-5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法:第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律:第28条第1項	関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	879	875	876	886	889
		補正予算	△4				
		繰越し等					
		計	875	875	876	886	889
	執行額	847	838	804			
執行率(%)	96.8%	95.8%	91.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、成果目標になじまない	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、当該指標になじまない	活動実績 (当初見込み)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
単位当たりコスト	- (円/)	算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	人件費	220	220	社会保険料率の更新及び消費者物価指数の伸び率による自然増			
	管理費	520	522				
	事業費	146	147				
計	886	889					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであることから、国で実施する必要がある。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に係る書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、売春を取り巻く環境が、現下の厳しい雇用情勢や暴力団による管理売春等、ますます多様化・潜在化しているとともに、DV法制定以降、DV被害者による相談件数が年々増加していることから、婦人相談所一時保護所が行う要保護女子等になることを未然に防止する活動や、收容保護及びDV被害者の保護等を実施するため、引き続き、本事業は必要である。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0398	平成23年行政事業レビュー	0357

※平成23年度実績を記入

厚生労働省

804百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都 道 府 県(47か所)

804百万円

〔 婦人相談所による一時保護の実施に係る事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	婦人相談所一時保護所職員の人件費及び管理費	29			
一時保護委託費	配偶者からの暴力を受けた者の一時保護委託費	20			
事業費	食糧費、光熱水費、消耗品費等	11			
要保護女子の一時保護委託費	要保護女子の一時保護委託費	8			
同伴児童対応指導員雇上加算	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	2			
夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	2			
心理療法担当職員加算	心理療法担当職員の費用	1			
計		73	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	婦人相談所による要保護女子の一時保護	73		
2	大阪府	〃	62		
3	千葉県	〃	45		
4	神奈川県	〃	43		
5	北海道	〃	38		
6	埼玉県	〃	30		
7	愛知県	〃	30		
8	兵庫県	〃	29		
9	福岡県	〃	27		
10	沖縄県	〃	24		